

令和3年8月31日

主文

後記「事実」欄第2の2(3)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(3)記載の原処分を取り消し、後記第2の1記載の本件不支給分の支給を求めることである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡A(以下「亡A」という。)の妻であるとして、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金(以下「遺族厚生年金」という。)の裁定を請求したところ、厚生労働大臣が、請求人に対し、平成〇年〇月分までの年金については時効消滅したとして、これを支給せず、同年〇月分以降の年金を支給する旨の処分(以下「原処分」といい、時効消滅により支給しないとされた部分を「本件不支給分」という。)をしたことに対し、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、夫であり厚生年金保険の被保険者であった亡Aが平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日に当時の〇〇年金相談センターを訪問し、亡Aに係る遺族厚生年金の受給の可否について相談をした(以下「本件相談1」という。)ところ、同年金相

談センターの担当者から、亡Aは後記「理由」欄第1の1記載の適格死亡者に該当しないため、遺族厚生年金を受給できない旨の回答を受け、遺族厚生年金の裁定を請求しなかった。なお、同年金相談センターで出力した亡Aに係る国年被保険者記録照会(資格・納付Ⅲ)及び健保厚年被保険者記録照会回答票(資格画面)(いずれも同日〇時〇分出力)が存在する。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日に当時の〇〇社会保険事務所を訪問し、亡Aに係る遺族厚生年金の受給の可否について相談をした(以下「本件相談2」という。)ところ、同社会保険事務所の担当者から、本件相談1と同様の回答を受け、遺族厚生年金の裁定を請求しなかった。なお、同社会保険事務所でも出力した亡Aに係る被保険者記録照会(資格・納付Ⅲ)-氏名索引-(同日〇時〇分出力)、被保険者記録照会(納付Ⅱ)(出力年月日時分の記載なし)、被保険者記録照会(基本)-氏名索引-(同日〇時〇分出力)及び被保険者記録照会回答票(資格画面)(同日〇時〇分出力。以下、前記(1)記載の出力帳票及びこれらを併せて「本件出力帳票」という。)が存在する。

(3) 請求人は、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した(以下「本件請求」という。)ところ、厚生労働大臣は、同月〇日付けで、請求人に対し、遺族厚生年金の受給権取得年月を平成〇年〇月として、平成〇年〇月分までの年金については時効消滅したとして、これを支給せず、同年〇月分以降の年金を支給する旨の処分(原処分)をした。

(4) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

## 第1 問題点

1 厚生年金保険の被保険者であった者で、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「平成24年改正法」という。）による改正前の国民年金法（以下「国年法」という。）附則第7条第1項に規定する合算対象期間をいう。以下同じ。）を合算した期間が25年以上あるもの（以下「適格死亡者」という。）が死亡したときは、適格死亡者の配偶者であって、適格死亡者の死亡の当時、適格死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給され、適格死亡者によって生計を維持した者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている（平成24年改正法による改正前の厚年法第42条、第58条第1項第1号、第4号、第59条及び附則第14条、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。亡Aの死亡時にあっては、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（昭和61年4月30日庁保険発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長連名通知（平成6年11月9日改正、庁文発第3235号）））。

また、国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第86号）が平成3年4月1日に施行される前にあっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学の学生は、20歳以上であつても、任意で加入する場合を除き、国民年金の被保険者資格を有しないものとされており、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。

以下「昭和60年改正法」という。）による改正前の国年法附則第6条第1項の規定により国民年金の被保険者となることのできた者のうち、同項の申出を行わなかったため被保険者とならなかった期間は、合算対象期間に含まれるとされている（昭和60年改正法による改正前の国年法第7条第2項第8号及び昭和60年改正法附則第8条第5項）。

2 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号。以下「平成19年改正法」という。）による改正前の厚年法第92条第1項は、保険給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する旨を、また、会計法第30条は、国に対する権利や金銭の給付を目的とするものについては、5年間これを行わないときは時効により消滅する旨を、それぞれ規定している。

3 本件記録によれば、本件の場合、亡Aの死亡の当時、請求人が亡Aによって生計を維持した亡Aの妻であること、及び、請求人に亡Aに係る遺族厚生年金の受給権が発生したのが平成〇年〇月であることについては、当事者間に争いはないものと認められるところ、請求人が本件請求をしたのは同月から5年以上経過した後の令和〇年〇月〇日であり、本件について上記の平成19年改正法による改正前の厚年法の規定をそのまま適用すると、請求人の遺族厚生年金の受給権は本件請求の時には既に時効によって消滅していたことになるが、保険者は、このような場合において、受給権の行使自体は是認するという行政措置をとるのを例としており、これに基づいた上で、支払期日ごとに発生する保険給付の支給を受ける権利（以下「支分権」という。）は、会計法の上記規定によりそれぞれ5年の経過をもって時効により消滅するとして、遺族厚生年金のうち、平成〇年〇月分まではその支分権が時効により消滅していることを理由に、これを支給せず、同年〇月分以降を支給する旨の原処分をしたもの

と考えられる。そして、それに対し、請求人は、別紙1記載のとおり主張し、原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、請求人のこの主張に理由があると認められるかどうかということである。

## 第2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、上記「事実」欄第2の2記載の事実のほか、次の各事実が認められる。

(1) 亡Aは、昭和〇年〇月〇日に出生し、請求人（昭和〇年〇月〇日出生）と昭和〇年〇月〇日に婚姻して、平成〇年〇月〇日に死亡している。そして、その婚姻関係は、亡Aの死亡の時まで継続し、その後、請求人に婚姻関係の記録はない。

(2) 請求人と亡Aは、昭和〇年〇月〇日に〇〇市〇〇町〇-〇-〇から〇〇市〇〇町〇-〇-〇に転入して以降、亡Aが死亡する時まで、同一の住所に住所を定めていた。

(3) 亡Aに係る健保厚年保険者記録照会回答票（資格画面）によれば、亡Aの厚生年金保険の被保険者期間は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの43月、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの16月、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの124月の合計183月であり、同人に係る国年被保険者記録照会（資格・納付Ⅲ）及び被保険者記録照会（納付Ⅱ）によれば、同人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは同人が〇歳であった昭和〇年〇月〇日であり、昭和〇年〇月〇日に同被保険者資格を喪失し、その後、同人が同被保険者資格を取得したのは平成〇年〇月〇日であり、その間、同人は同被保険者資格を有していない。また、同人の国民年金の保険料納付済期間は111月である。

(4) a大学学長作成の令和〇年〇月〇日付け卒業証明書によれば、亡Aは、昭和〇年〇月に同大学b学部c学科に入學し、昭和〇年〇月に同学部同学科を

卒業した。

(5) 本件出力帳票（国民年金関係）には、国民年金の保険料の未納期間、保険料納付済期間、国民年金の被保険者でなかった期間等の年金記録のほかに、「納付111」に〇印が付され、余白に〇で囲んだ「294月」が付記されている。また、本件出力帳票（厚生年金保険関係）には、厚生年金保険の被保険者期間等の年金記録のほかに、「合計183」、「実期間183」にそれぞれ〇印が付されている。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 本件記録によれば、亡Aは、厚生年金保険の被保険者期間183月、国民年金の保険料納付済期間111月をそれぞれ有し、亡Aが20歳に到達した昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの48月については、亡Aはa大学の学生であって国民年金に任意加入をしておらず、合算対象期間に該当することが認められる。そうすると、亡Aは、保険料納付済期間及び合算対象期間の合計が342月となり、適格死亡者に該当することから、請求人は、受給権取得年月を平成〇年〇月として、亡Aに係る遺族厚生年金の受給権を有するものである。

請求人は、本件相談1及び本件相談2の際、当時の〇〇年金相談センター及び〇〇社会保険事務所（以下「〇〇年金相談センター等」という。）の担当者による確認漏れ又は説明漏れがあったために、早期に請求することができなかったとして、保険者の時効消滅の処理について信義則違反を主張するので、この点について検討する。

本件相談1及び本件相談2の際、どのような具体的なやりとりがされたかを客観的に確認できる資料は存しないものの、本件出力帳票によれば、平成〇年〇月〇日及び同月〇日に、請求人が、〇〇年金相談センター等を訪問して、亡Aに係る遺族厚生年金の受給の

可否について相談していることが認められる。そして、本件出力帳票には、亡Aの学生期間に係る合算対象期間に関する記載はなく、〇〇年金相談センター等の担当者が、請求人からの遺族厚生年金の相談に対し、亡Aの年金記録から厚生年金保険の被保険者期間と国民年金の保険料納付済期間を確認（183月+111月=294月）し、それのみによって、亡Aが適格死亡者に該当しないと判断し、亡Aは適格死亡者に該当しないと、請求人に対し、亡Aに係る遺族厚生年金は受給できない旨回答したことがうかがわれる。さらに、本件記録によれば、請求人は昭和〇年〇月にa大学に入学し、同年に亡Aと知り合い、亡Aが同大学b学部を昭和〇年〇月に卒業した後、昭和〇年〇月に婚姻していることが認められることも考え併せれば、〇〇年金相談センター等の担当者から、亡Aの学生期間の照会があれば、請求人が亡Aに係る同大学b学部の学生期間の存在を即答できたことは明らかであり、同大学に照会をすれば容易に具体的な期間の確認ができたこと認められる。これらの事情に照らすと、本件相談を受けた〇〇年金相談センター等の担当者が、請求人に対し、亡Aの学生期間について具体的に確認せず、亡Aが適格死亡者に該当しないと、亡Aに係る遺族厚生年金を受給できない旨回答したことは、相談の担当者に求められる確認及び説明義務に反した不適切な対応であったといわざるを得ない。そして、請求人に対し、亡Aの学生期間について具体的な確認がされていたとすれば、亡Aの学生期間について容易に明らかになったといえ、請求人は、直ちに遺族厚生年金の裁定請求の手続を行っていたものと考えられる。

- (2) そうであれば、上記のとおり、請求人は、平成〇年〇月〇日及び同月〇日、本件相談1及び本件相談2をした際に、〇〇年金相談センター等の担当

者の不適切な対応により、亡Aに係る遺族厚生年金の裁定を請求することができなかったものと認められるから、保険者において平成〇年〇月分までの年金に当たる本件不支給分を時効消滅したとして支給しないことは、信義則上許されないというべきである。

- (3) 以上によれば、上記の趣旨と異なる原処分は相当でなく、取り消されなければならない。

よって、主文のとおり裁決する。